

確認事項チェックシート

重要事項の確認となりますので、必ず内容を確認し、全ての□にレ点を付けて署名してください。

番号	確認事項	確認
1	「保育所入所のご案内」の内容を確認しましたか。	☐
2	申込内容は事実と合っていますか。また、重要事項(就労状況や家族構成、出産予定、お子様の健康・発育上気になる点等)についても記載、申告していますか。 ※虚偽の申告や故意に申告しなかった場合は、入所が取消しになる場合があります。	☐
3	送迎ができる範囲で施設を書きましたか。施設で決められた時間内に送迎をお願いします。	☐
4	18歳以上 65歳未満の同居の方（学生、おじ、おば除く）がいる場合、該当する方の「保育にあたれない証明書」を提出してください。65歳未満の同居祖父母の「保育にあたれない証明書」が未提出の場合は、選考の際に減点となります。	☐
5	申込締切日までに提出された書類で選考します。申込締切日以降に提出した書類は、次の選考から反映します。	☐
6	申込みを取り下げない限り、年度末まで継続して選考します。 入所の意思がなくなった場合は、申込締切日までに「保育施設入所申込取下げ届」を幼児保育課に提出してください。	☐
7	【転所申込】転所申込の方が転所先の内定を辞退することはできません。内定を辞退した場合、転所前の施設には別の方が入所しますので、転所前の施設には戻れず、退所となります。	☐
8	入所が内定した場合、入所月の前月末までに必ず入所前健康診断及び施設での面接を行ってください。面接・健康診断については、直接、施設にお問い合わせください。	☐
9	内定になった場合でも、面接や健康診断で集団保育が難しいと判断された場合は、入所の承諾ができない場合があります。また、病気や障害の程度によっては、受入体制が整うまで入所をお待ちいただく場合があります。	☐
10	利用開始当初はお子様を保育施設の環境に慣らすため、通常5日間ならし保育を行います(転所の場合も同様です)。お子様の状況によっては、ならし保育期間が長くなる場合があります。	☐
11	【求職活動で入所した場合】入所日から3か月以内に勤務を開始し、就労証明書を提出してください。3か月以内に提出がない場合は、退所となります。また、入所日は入所月の1日です。	☐
12	【出産予定がある場合】入所日が出産予定日前6週にかかる場合は【妊娠・出産】要件での認定及び入所となります。	☐
13	【産休・育休明けで入所した場合】入所月内に復職し、復職日から1か月以内に就労証明書を提出してください。提出がない場合は、退所となります。	☐
14	入所後、勤務状況(産休・育休の取得、転職等)や家庭状況(出産、結婚、離婚等)に変更が生じた場合は、速やかに幼児保育課にご連絡ください。	☐
15	継続入所の要件は、新規入所の要件と同じです。要件を満たさなくなった場合(退職、病気全快等)は、その時点で退所となります。	☐
16	入所後、里帰り出産や一時帰国等で登園がない月が2か月以上続いた場合は、退所となります。また、欠席期間中も在籍扱いとなるため保育料がかかります。	☐
17	0～2歳の利用者負担額(保育料)は、未申告等により住民税不明の場合には、最高額で算定します。また、3～5歳の副食費は免除になりません。	☐

以上のことについて確認し、了承しました。

(署名欄)

年 月 日

保護者氏名